

新潟市民病院学生実習受入れ要綱

(趣旨)

第1条 新潟市民病院において学生実習を受け入れる場合は、この要綱の定めるところによる。ただし、新潟大学医学部医学科及び新潟大学歯学部を除く。

(手続き)

第2条 薬剤師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、栄養士、臨床工学技士、医療事務職等の養成を目的とする大学、短大、専修学校、養成所（以下「養成機関等」という。）の長は、学生、生徒等の実習を当院に依頼しようとするときは、学生、生徒の氏名、実習期間、内容等を記載した書面により、新潟市民病院事業管理者（以下「管理者」という。）に依頼しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による依頼があったときは、当院の業務に支障がない場合に限り、新潟市民病院内における実習の実施について協定を締結することができる。

(実習費)

第3条 実習生の養成機関等の長は、実習費を納入しなければならない。

2 前項の実習費の基準額は、薬剤師の養成を目的とする実習においては1人につき1日 3,000円、その他の実習においては1人につき1日2,000円にそれぞれ消費税及び地方消費税の相当額を加えた金額とし、養成機関等の定める基準額等がこれを上回る場合は、その額とする。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が特別な理由があると認めたときは、減免することができる。

4 実習費は、実習開始の日までに納入しなければならない。

5 既納の実習費は、返納しない。ただし、当院の一方的な事情により実習の停止、又は協定の解約となった場合はこの限りでない。

(実習における義務)

第4条 実習生は、当院の諸規則を守りかつ、実習指導担当者の指示に基づき実習しなければならない。

2 実習生は、実習期間中に知り得た病院、患者等の秘密を実習期間中及び実習期間後においても他に漏らしてはならない。

(実習の停止及び協定の解除)

第5条 実習生が前条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、管理者は当該実習生の実習を停止させ、又は第2条第2項の協定を解除することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実習生に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。